

北本市子どもの権利に関する行動計画策定事業の概要

1 事業名称

北本市子どもの権利に関する行動計画策定事業

2 目的

北本市子どもの権利に関する行動計画は、北本市子どもの権利に関する条例（令和4年条例第8号）第35条第1項の規定に基づき、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する。

3 策定期間

令和4年度から令和5年度までの2年間

4 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

5 策定体制

(1) 事務局

福祉部子育て支援課

(2) 計画の策定業務の推進

北本市子どもの権利に関する行動計画策定会議【庁内会議】

(3) 審議

北本市子どもの権利委員会

(4) 各調査票及び計画書の作成補助等

委託先業者（株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所）

6 令和4年度の実施状況

(1) 市民意識調査

ア 調査設計

項目	①小学生	②中学生	③高校生相当 年齢	④大人
調査対象者 (抽出)	市立小学校に通う4～6年生	市立中学校に通う1～2年生	15歳～18歳の高校生相当年齢の市民	19歳以上の市民

調査期間	令和4年12月1日～12月19日			
調査方法	学校を通じて配布、郵送回答又はWEBでの回答	学校を通じて配布、郵送回答又はWEBでの回答	郵送配布、郵送回答又はWEBでの回答	学校を通じて配布(①、②の保護者向け)及び郵送配布、郵送回答又はWEBでの回答
配布数	653件	515件	500件	1,515件
有効回収数	336件(郵送170件、WEB166件)	244件(郵送104件、WEB140件)	171件(郵送73件、WEB98件)	743件(郵送363件、WEB380件)
有効回収率	51.5%	47.4%	34.2%	49.0%

イ 調査項目

(ア) 回答者ご自身について

(イ) 子どもの状況について (大人)

あなたの様子について (小学生・中学生・高校生相当年齢)

(ウ) 子どもの生活の場について (大人)

生活の場について (小学生・中学生・高校生相当年齢)

(エ) 「子どもの権利」について

(オ) 自由回答